



長崎市にお住いの児童生徒の保護者の皆様へ

物価高騰対策学用品費 特別給付金を支給します

対象者

令和6年1月9日時点で長崎市に住民登録がある保護者

辞退される方
はこちら



申請の方法

子どもが長崎市立小中学校に在籍している

NO



学校給食費の引落口座を登録している
または就学援助の認定を受けている

NO



申請不要

上記の登録している口座に支給

口座登録は
こちらから



詳しい内容
はこちら



申請期間 令和6年1月9日～令和6年1月31日(17時)

申請方法 口座の登録が必要な方のみ、長崎市電子申請システムにて申請。

支給額 小学生一人当たり 5,500円
中学生一人当たり 11,000円

支給時期 令和6年2月末

【問い合わせ先】
長崎市教育委員会
総務課助成係

長崎市魚の町4-1 12階

電話: 829-1191

FAX: 829-1297

電子メール: kyou_sou@city.nagasaki.lg.jp

物価高騰対策学用品費特別給付金

支給方法

ア 口座登録が不要な場合

- (1)市立小中学校在籍のお子様で、学校給食費の口座を登録しているかた
(別の口座を希望する場合は要申請)
- (2)就学援助世帯

イ 口座登録が必要な場合 ※ 電子申請による口座の登録が必要です。

- (1)市立小中学校在籍のお子様で、学校給食費の引落口座を登録していないかた
※ 給食費を納付書で支払いをされている方
- (2)市立小中学校以外の学校に在籍するお子様がいますか
- (3)生活保護を受けているか

	学校給食費の支払い方法	手続き
就学援助(市立以外の学校含む)		不要 ※
市立学校	口座引き落とし	不要 ※
	納付書払い	電子申請による振込口座の申請が必要(1/9~1/31 17時まで)
市立学校以外 (国立、県立、私立、特別支援学校等)		
生活保護		

※引落口座の登録がある場合でも、他の口座へ振込を希望の場合は、電子申請での登録が必要です。

振り込みができない場合

- (1)期限までに保護者のかたの口座の登録がない場合は、受給を拒否したものとみなします。
- (2)口座の登録をされている場合でも、口座の解約、変更等により振込を行うことができないときは給付金を支給されないことがあります。(不備があった場合に、2/26までに口座の確認が取れない場合等)

Q&A

Q1.給付金を希望しない場合は、どうしたらよいですか？

A1.電子申請で辞退届を提出してください。 ※ 表面にQRコード記載

Q2.市立学校と私立学校に在籍する子どもがいますが、申請は必要ですか？

A2.市立以外の学校に在籍するお子様のみ、口座登録が必要です。市立学校へ通うお子様は含めずに申請をしてください。